

消費料保全確認通知書

管理番号 平成20年 (サ) 第 68325 号

この度、貴方が契約会社に対して行っている料金の未払いもしくは契約不履行に、当該会社が貴方に対して提出した訴状を、管轄裁判所が受理した事を通知致します。

訴訟内容、取り下げ最終期日につきましては担当職員にて受け賜りますが、当協会は原告側からの最終通告、また御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関であり、当協会が貴方に居ることを起しているのではありませんので、予めご了承下さい。

このまま連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。尚も放置しておくと、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、ご注意ください。

※ 最近、個人情報悪用し民事裁判制度を利用する業者の手口もみられます。

万が一、身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

裁判取り下げ期日 本書到達後3日以内

相談受付時間 9:00～17:00 (土・日・祭日を除く)

本件連絡先

(相談調査部)

直通:

03-3258-0377

〒100-0013 東京都千代田区顔ヶ関1-2-11

適格消費者団体

特定非営利活動法人 **全国消費生活保全協会**